

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年5月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則
香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(評議会)</u> <u>第1条の2 大学に、評議会を置く。</u> <u>2 評議会は、次の各号に掲げる者で構成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>(1) 学長</u><u>(2) 副学長</u><u>(3) 学生部長</u><u>(4) 図書館長</u><u>(5) 学科長</u><u>(6) 教養部長</u><u>(7) 事務局長</u><u>(8) 健康福祉部長</u><u>(9) 学識経験を有する者</u> <p><u>3 前項第9号に規定する者は、知事が委嘱する。</u></p> <p>(教授会) 第2条 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(教授会) 第2条 略</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。